平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	01		府省庁名 復興庁				
対象税目			人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 D他 (都市計画税)				
要望 項目名		津	津波被災区域における固定資産税・都市計画税の所要の措置				
要望内容(概要)		を称の対土の利	現在、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域内に所在す 土地及び家屋(土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して課税することが適当と認める土地及び家屋 余く。)については、平成24年度分の課税を免除することとされている。また、平成23年度の課税免除 対象区域内に所在する土地及び家屋であって、平成24年度は課税免除の対象でなくなったもののうち、 也及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する土地及び家屋について、平成24年度分 党額の2分の1を減額することとされている。 平成25年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き土地及び家屋の使用状況等を勘案した所 の措置を講じる。				
関係	条文						
減 見ジ		(†	切年度) () (平年度) () (単位:百万円)				
要望	理由	明知(注意がび)がび	1)政策目的 現在における、津波被災区域内に所在する土地及び家屋の使用状況等及び周辺区域における社会資本の復 犬況等を総合的に勘案した所要の措置を講じる。 2)施策の必要性 東日本大震災に係る津波による甚大な被害を受けた区域内に所在する土地及び家屋係る固定資産税・都市 亜税について、平成24年度分については、上述の「要望内容(概要)」欄に記載した特例が講じられてい ところ。 当該津波被害は広大な面積に渡っており、現在においても津波被災区域内の土地及び家屋についての被害 すべて回復する見込みが立つ状況ではなく、固定資産税・都市計画税を課税することが適当でない土地及 家屋に対し、平成25年度分の固定資産税・都市計画税についても引き続き所要の措置を講じていく必要 ある。				
本要 対応 縮源	する	-	_				

		系におけ 目的の位	現在政策体系を策定中。
合理性	政策の 達成目		_
	置等	負担軽減措 等の適用又 延長期間	_
		この期間中 を成目標	
	政策目 達成状		
有効性	要望の 適用見		
	要望の 効果見 (手段 有効性	込み としての	_
相当性	当該要 以外の 支援措	税制上の	原子力災害に係る避難対象区域内に所在する土地及び家屋についても、概ね同様の措置が講 じられているところ。
	予算上 の要求 及び金		_
	の措	の予算上 置等と 項目との	
	要望の 妥当性		_
		ページ	1—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	_
これまでの要望経緯	_
ページ	1—3